

令和3年2月22日

お客さま各位

中南信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設及び預金規定改定のお知らせ

平素より、中南信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間利用されていない普通預金口座（総合口座及び無利息型普通預金、貯蓄預金を含む）が不正利用されることを防止するため、令和3年4月1日以降に新規開設いただく普通預金口座に対して、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を適用いたします。

未利用口座管理手数料は、未利用となった普通預金口座に対して適用するものであり、普段の入出金・口座振替等にご利用いただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

今後ともお客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料について

(1) 対象となる口座	①令和3年4月1日以降に開設した普通預金口座（総合口座含む）、貯蓄預金口座。 ②最後の預入れ又は払戻し等の取引（該当口座の利息の元本組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から2年以上、一度も取引がない口座。
(2) 対象口座のうち、右記の項目に1つでも該当した場合、手数料はご負担いたしません。	①残高が10,000円以上の口座。 ②対象口座と同一取引店で、定期性預金（定期預金、積立定期預金、定期積金）、投資信託、個人向け国債の取引がある場合。 ③対象口座と同一取引店で、借入（カードローン含む）がある場合。
(3) 手数料	年間1,320円（税込）
(4) 手数料徴求方法	未利用口座管理手数料の対象口座となった場合、届出住所に案内通知を発送 [※] し、一定期間（約3か月）経過後も取引又は解約がない場合に、対象口座から未利用口座管理手数料を引落します。翌年以降も対象口座の未利用状態が続く場合は、同様に未利用口座管理手数料を引落します。 [※] 案内通知が延着又は到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
(5) 口座の自動解約	対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、その残高全額を未利用口座管理手数料の一部に充て、当該口座を解約します。

2. 未利用口座管理手数料の新設に伴う預金規定の改定について

令和3年4月1日より「未利用口座管理手数料」を新設することに伴い、各種預金規定を一部改定いたします。

(1) 改定する預金規定

普通預金規定、無利息型普通預金規定、定期性総合口座取引規定、定期性総合口座（無利息型普通預金）取引規定、貯蓄預金規定

(2) 改定内容

各規定について、下記の条項を追加いたします。

(未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、令和3年4月1日以降新規に開設された口座のうち、最後のお預入れ又は払戻し等の取引（利息の元本組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度も取引がない口座が対象となります。
- (2) この預金は、第1項に定める期間、預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
- (3) この預金口座が未利用口座となり、かつ残高が別途当金庫が定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書によらず当金庫所定の方法・金額により、未利用口座管理手数料を引き落とします。一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料は、ご返却いたしません。
- (4) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知をすることなく解約するものとします。解約された口座の再利用はできません。

(3) 改定日

令和3年4月1日

以上